

## 綾瀬市児童館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

綾瀬市（以下「本市」という）では、直営で児童館を運営しているが、令和5年12月のこども大綱やこどもの居場所づくりの関する指針により、児童館の在り方を見直し、こどもの居場所として活用することが求められている。

このような中、児童館へ民間業者のノウハウと人材を導入することで、こどもの声を聞いた児童館運営や環境づくり、体験活動の充実など、国がこども大綱で掲げる居場所づくりを実現するため、民間事業者の一括提案（以下「提案」という）を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するための募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という）は、本市と契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、事業契約を締結するものとする。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名称

綾瀬市児童館運営業務委託（以下「本事業」という）

#### (2) 本事業の内容

ア 受付処理や消耗品、備品の管理等、来館者が快適に施設を利用できるよう適正な運営、サービスの提供

イ 子どもたちへ体験活動を提供するイベント事業の実施

ウ 清掃、点検、軽微な修繕等の施設の維持管理

エ 職員の募集、雇用及び配置等の人員管理

オ 上記以外、事業者が独自に提案するもの

カ 別紙 綾瀬市児童館運営業務委託仕様書のとおり

#### (3) 履行場所

| 施設名         | 所在地            |
|-------------|----------------|
| 綾瀬市立寺尾児童館   | 綾瀬市寺尾北2丁目2番1号  |
| 綾瀬市立小園児童館   | 綾瀬市小園401番地1    |
| 綾瀬市立ながぐつ児童館 | 綾瀬市綾西2丁目11番14号 |

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 利用対象児童等

児童館活動のための0歳から18歳未満の児童又は児童と同伴する者とする。

なお、未就学児童については、児童を同伴する者がいなければならない。

(6) 提案限度額

提案の上限は128,304千円（消費税及び地方消費税を含む。また、固定資産税は含まない。）とする。

※本プロポーザルは令和7年度12月議会の予算の議決を前提とした事前準備手続きであり、議決後に効力を生じるものとなる。

したがって、12月議会において否決された場合は、本事業に関わる契約は締結せず、その場合においても、本プロポーザルの応募者が提案に要した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

(7) 契約保証金

綾瀬市契約規則第38条第1項第3号により免除

(8) 支払い方法

令和8年4月より令和11年3月まで毎月の均等払い

### 3 応募条件

(1) 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。

(2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

(3) 「かながわ電子入札共同システム」において、令和7・8年度綾瀬市入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

(4) 応募を含むそれ以降の提案にかかる諸手続及び契約等にかかわる諸手続を行う。

(5) 本提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得るものとする。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (7) 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成１７年４月制定）に基づく、入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (10) 綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号）第２条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (11) 綾瀬市長が、応募者が(10)に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。
- (12) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。
- (13) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- (14) 本事業に単独企業で応募する場合は当該企業、グループ（複数の企業の共同体）で応募する場合は、グループ構成員のうちの１社が、物件の借入れで本市での競争入札参加資格者名簿に登録していること。
- (15) 児童館運営または同等と認められる事業について、同種・同規模以上のものを受注した実績のあること。
- (16) 参加表明書及び確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (17) 事業運営、維持管理、システムサポートを円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

## 4 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

|   | 内 容                        | 期 間                                                               |
|---|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① | ホームページにて公開                 | 令和7年9月1日（月）                                                       |
| ② | 質問受付                       | 令和7年9月1日（月）<br>～9月12日（金）17時                                       |
| ③ | 質問の回答                      | ～令和7年9月17日（水）17時<br>（質問に対する回答を順次掲載）                               |
| ④ | 参加申込書の提出<br>（持参もしくは郵送）     | 令和7年9月18日（木）<br>～9月25日（木）17時                                      |
| ⑤ | 参加資格確認結果通知、提案書<br>等提出要請書通知 | ～令和7年9月29日（月）<br>（電子メールにて通知）                                      |
| ⑥ | 提案書等の受付（持参もしくは<br>郵送）      | 令和7年9月30日（火）<br>～10月14日（火）17時                                     |
| ⑦ | 一次審査                       | 令和7年10月15（水）<br>～10月17日（金）<br>（審査結果は、17日（金）中に全参加<br>事業者に電子メールで通知） |
| ⑧ | 二次審査                       | 令和7年10月24日（金）<br>9時30分～                                           |
| ⑨ | 選定結果の通知・公表                 | 令和7年10月28日（火）以降                                                   |
| ⑩ | 契約の内容確定                    | 令和7年11月中                                                          |
| ⑪ | 契約の締結                      | 令和7年12月中                                                          |
| ⑫ | 準備期間                       | 令和8年1月～3月                                                         |
| ⑬ | 児童館委託による運営開始               | 令和8年4月～                                                           |

## 5 現場説明

次のとおり希望日時を児童青少年支援課へ連絡すること。

### (1) 受付期間

令和7年9月9日（火）12時まで

### (2) 受 付 先

児童青少年支援課（電話0467-70-5655）

(3) 実施期間

令和7年9月10日（水） 9時～12時もしくは13時半～16時半

令和7年9月11日（木） 9時～12時もしくは13時半～16時半

## 6 質問の受付

本事業に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年9月1日（月）～9月12日（金） 17時

(2) 提出方法

「質問票（様式1）」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後は、受信確認のため、児童青少年支援課へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

令和7年9月17日（水） 17時までに、市ホームページで随時掲載する。

## 7 参加申込み

(1) 受付期間

令和7年9月18日（木）～9月25日（木） 17時（必着）

(2) 提出方法

所定の様式を児童青少年支援課宛に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書（様式3）

ウ 納税証明書（直近の事業年度分）

法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3）

エ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（受付日3ヵ月以内に発行されたもの）

## 8 参加資格確認結果通知、提案書等提出要請書通知

令和7年9月29日（月）までに参加資格確認結果通知書、提案書等提出要請書通知書を電子メールにて通知。

## 9 提案書等の提出

### (1) 受付期間

令和7年9月30日（火）～10月14日（火）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、児童青少年支援課に持参もしくは郵送で提出。

### (3) 提出書類

ア プロポーザル届出書（様式4）

イ 業務経歴書（様式5）

ウ 業務経歴書（様式5）で記入した業務実績が確認できる書類

エ 提案書（様式6-1）

オ 見積書（任意様式）

内訳を含めること。

カ その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

※グループを形成して参加する場合、イ、ウの書類は事業者ごとに作成してください。

### (4) 提出部数等

- ・ 原本（社名等記載有） 1 部
- ・ 副本（社名等記載無） 7 部
- ・ 提案書のPDFデータ

※原本、副本はそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

※参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

### (5) 提案書等の作成に当たって

提案書の様式、記載事項などについては、綾瀬市児童館運営業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領（様式6-2）に従い作成すること。

### (6) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式7）を児童青少年支援課に提出すること。

## 10 二次審査

一次審査を通過した応募者に対して、次のとおり二次審査を実施する。

(1) 開催日

令和7年10月24日（金）9時30分～

(2) 会場・時間

一次審査の結果とともに電子メールで通知。

(3) 出席者

4名以内

(4) 実施方法等

提案書に基づくプレゼンテーション。

本事業の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席すること。

ア 20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を10分程度行う。

イ パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。なお、プロジェクター（HDMI ケーブル）及びスクリーンについては、本市において用意する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 資料等から社名が特定できないように注意すること。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

## 11 優先交渉権者の選定手順

本市職員で構成する「綾瀬市児童館運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「委員会」という。）で、参加事業者の提案内容等を審査し、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア はじめに評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。

イ 一次審査の通過者のみに対し、委員会による二次審査を行う。一次審査時点で参加数が4者以上の場合は、一次審査の上位3者を二次審査の対象とする。

ウ 一次審査結果は、令和7年10月17日（金）17時までにすべての参加事業者へ電子メールで通知する（ホームページ上での公開はしない）。

エ 二次審査（プレゼンテーション）は、委員会の委員が評価基準に基づき、委員が評点を行い、一次審査の点数と合計する。

オ エで最高点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(2) 評価基準

ア 一次審査

| N0 | 評価項目 | 評価基準                                                    | 配点 |
|----|------|---------------------------------------------------------|----|
| 1  | 提案価格 | (提案限度額／提案見積価格) × 10<br>※小数点以下は切捨て<br>※提案限度額を超えた場合は0点とする | 10 |
| 2  | 人員体制 | 安定かつ継続的な運営を行うことができるような組織体制、配置計画であるか                     | 5  |
|    |      | 児童厚生員の確保に向けた方策が図られているか                                  | 10 |
| 3  | 実績   | 類似施設の運営実績があるか                                           | 10 |
| 合計 |      |                                                         | 35 |

イ 二次審査

| NO | 評価項目                   | 評価基準                            | 配点 |
|----|------------------------|---------------------------------|----|
| 1  | 基本方針                   | 応募動機                            | 5  |
|    |                        | 児童館の役割や社会的役割についての考え             | 5  |
| 2  | 利用者の平等な利用<br>及びサービスの向上 | 利用促進等の具体策                       | 5  |
| 3  | 利用者の要望把握及<br>び実現方策     | 児童等利用者の要望を把握、実現する方策             | 5  |
| 4  | 事業内容                   | こどもの居場所づくりの実現に対する考え方と方策が図られているか | 10 |
|    |                        | 新規イベント事業の提案が魅力的な内容になっているか       | 10 |
|    |                        | 乳幼児から中高生まで利用しやすい環境づくりが図られているか   | 10 |
| 5  | その他                    | 個人情報の取扱いが適正に確保できるか              | 5  |
|    |                        | 環境に配慮した運営方策が図られているか             | 5  |
|    |                        | その他特記すべき事業提案があるか                | 5  |
| 合計 |                        |                                 | 65 |

(3) 結果通知

一次審査結果は、令和7年10月17日（金）17時までにすべての参加事業者電子メールで通知する（ホームページ上での公開はしない）。

二次審査結果は、令和7年10月28日（火）以降に、二次審査参加者のみに結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。

なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(4) 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が優先交渉権者となり、事業の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調になった場合、次順位である者を優先交渉権者として契約交渉を行うことができるものとする。

(5) 応募者が一提案者のみの場合

審査において、委員会が本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を優先交渉権者として決定する。

## 12 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

### 13 予想されるリスクと責任分担

| 項 目             | 内 容                                     | 市    | 事業者 |
|-----------------|-----------------------------------------|------|-----|
| 1 2月議会<br>予算の議決 | 市議会により議案が否決された場合                        |      | ○   |
| サービスの提供         | 施設運営の内容及びサービス水準の変動                      |      | ○   |
| 管理・運営計画         | 年度事業計画書の不備等                             |      | ○   |
| 資金調達等           | 運営上必要な初期投資、資金確保                         |      | ○   |
| 維持管理            | 良好な施設状態の維持管理                            |      | ○   |
| 施設や設備<br>の修繕等   | 施設・設備の小規模修繕<br>(1件50万以下)                |      | ○   |
|                 | 施設・設備の修繕<br>(1件50万を超える)                 | ○    |     |
|                 | 事業者の責めに帰すべき理由がある場合<br>の修繕               |      | ○   |
| 運営のリスク          | 施設内の事故発生による臨時休館等                        |      | ○   |
|                 | 自然災害(地震、風水害等)発生による臨時<br>休館等             | ○    |     |
|                 | 人的災害(テロリズム等)発生による臨時<br>休館等              | ○    |     |
|                 | その他災害(感染症流行等)発生による臨時<br>休館等             | ○    |     |
|                 | 改修、修繕、保守管理等による施設の一部<br>利用停止             |      | ○   |
|                 | 上記臨時休館等による経費減額分の精算                      | 協議事項 |     |
|                 | その他事業者による管理上の瑕疵による<br>もの                |      | ○   |
| 不可抗力            | 自然災害、人的災害、その他災害等による<br>施設修繕、事業の変更、中止、延期 | 協議事項 |     |
| 税制制度の変更         | 消費税                                     | ○    |     |
|                 | 上記を除くその他税金の税法改正                         |      | ○   |

| 項 目                     | 内 容                                                                                 | 市    | 事業者 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 物価等の変動                  | 物価変動に伴う経費の増                                                                         |      | ○   |
| 政治、行政的<br>理由による<br>事業変更 | 政治、行政的理由から、施設管理、運営の継続に支障が生じた場合、又は事業の内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担 | ○    |     |
| 債務不履行                   | 事業者における事業の不履行                                                                       |      | ○   |
|                         | 市による協定内容の不履行(予算確保等)                                                                 | ○    |     |
| 第三者賠償                   | 事業者が行う管理の瑕疵(事業者職員個人によるもの含む)による事故で第三者に与えた損害                                          | ○    | ○   |
|                         | 事業者(事業者職員個人によるもの含む)の重大な瑕疵、もしくは故意により第三者に与えた損害                                        |      | ○   |
|                         | 市の責めに帰すべき理由による事故で第三者に与えた損害                                                          | ○    |     |
|                         | 利用者の責めに帰すべき理由による事故で第三者へ与えた損害                                                        | 協議事項 |     |
|                         | 利用者本人の責めに帰すべき理由で生じた損害                                                               | 協議事項 |     |
| セキュリティ                  | 警備不備による情報の漏洩、犯罪の発生                                                                  |      | ○   |
| 事業終了時の費用                | 委託期間終了後、又は期間途中における事業の停止、若しくは委託取消しによる事業者の撤収及び引継ぎ費用                                   |      | ○   |

※ 施設や設備の修繕等について、事業者が修繕を行うとする場合で、費用負担と責任に関し疑義がある場合は、その都度、本市と事業者で協議するものとする。

※ 自然災害等不可抗力への対応について、施設が復旧困難な被害を受けた場合、事業の全部停止を命じることがある。復旧可能な場合は、復旧に要する経費は市と事業者で協議するものとする。

## 14 応募に関する留意事項

- (1) 本事業について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 本事業に参加する費用等は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしないものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、応募者にかかわる検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本事業に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(本市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある)。
- (8) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (9) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- (10) 提出した書類の変更はできない。  
なお、本提出書類について後日参考資料を求めた場合、求めに応じること。
- (11) グループを形成して参加し契約を締結した場合、グループ構成員の全部又は一部の事業者が本事業に携わらないことは認めない。
- (12) 参加申込書又は本事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は、本事業提案書を無効とする。
- (13) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

## 15 問い合わせ先（書類提出先）

綾瀬市健康こども部

児童青少年支援課 青少年育成担当（綾瀬市役所窓口棟2階）

所在地：〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

電話：0467-70-5655（直通）

FAX：0467-70-5701

Eメール：wm.705655@city.ayase.kanagawa.jp

ホームページ：[https://www.city.ayase.kanagawa.jp/soshiki/jidoseisyonensienka/nyusatsu\\_keiyaku/22640.html](https://www.city.ayase.kanagawa.jp/soshiki/jidoseisyonensienka/nyusatsu_keiyaku/22640.html)